

資格に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、本会が付与する資格に関して必要な事項を定める。

(資格の種類)

第2条 資格の種類及び会員区分は、下記の通りとする。

会員区分	付与資格	資格の定義
正会員	経営士	経営士とは、本会が実施する試験又は審査に合格し、本会の正会員として入会した者で、経営管理に関する高度な専門知識を駆使して経営の効率化、業績向上、企業文化の創造・成熟化などに貢献できるスペシャリストのことを言う。
準会員	経営士補	経営士補とは、本会が実施する試験又は審査に合格し、本会の準会員として入会した者で、経営士の補佐に相応しい専門知識を有するとともに、「経営士」を目指して、さらに高度な経営管理に関する専門知識の習得に努めている者を言う。
	環境経営士	環境経営士とは、本会が実施する試験又は審査に合格し、本会の準会員として入会した者で、企業における環境経営及び環境保全活動に対し、適切な助言及び支援のできるスペシャリストのことを言う。
	准経営士補	産業能率大学の通学4年制の経営学部、情報マネジメント学部の者で、所要科目の単位を取得しており、担当教員の推薦状のある、卒業間近で卒業要件を満たしている者か、卒業後、社会経験3年未満の者を言う。

(有効期間)

第3条 資格の有効期間は下記のとおりとする。

「経営士」、「経営士補」、「環境経営士」「准経営士補」の有効期間は、会員資格の喪失までとする。

但し、「環境経営士」については、2年に1回以上、本会が行う「環境経営士フォローアップ講座」等を受講しなければならない。

(受験資格と試験・審査)

第4条 受験資格及び試験は下記のとおりとする。

1 「経営士」

(1) 「経営士」の受験資格

- ① 大学卒業程度以上の学識と経営管理の実務経験5年以上を有する者
- ② 法律に違反して処分を受け2年を経過しないなど、本会により不適と判断された者でないこと。

(2) 「経営士」の試験

- ① 経営士試験は、筆記試験、面接試験、経歴審査の3種類により行う。
(経営士養成講座修了者には、筆記試験が免除される)
- ② 試験は、原則として5月及び11月に行う。

2 「経営士補」

(1) 「経営士補」の受験資格

- ① 大学卒業程度以上の学識と経営管理の実務経験3年以上を有する者。
- ② 法律に違反して処分を受け2年を経過しないなど、本会により不適と判断された者でないこと。

(2) 「経営士補」の試験

- ① 経営士補の試験は、筆記試験、面接試験、経歴審査の3種類により行う。
(経営士補養成講座修了者には、筆記試験が免除される)
- ② 試験は、原則として5月及び11月に行う。

3 「環境経営士」資格取得申請の要件と時期

(1) 「環境経営士」の資格付与を受けようとする者は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- ① 本会が行う「環境経営士養成講座（ベーシックコース及びアドバンストコース）」の修了者であること。
- ② 環境マネジメントシステムの審査員及び本会が認める環境関連の資格保持者については、アドバンストコースの修了者であること。

4 「准経営士補」資格取得申請の要件と特例

(1) 「准経営士補」の資格審査及び資格付与においては、産業能率大学の通学4年制の経営学部、情報マネジメント学部のもので、卒業間近で卒業要件を満たしている者か、卒業後、社会経験3年未満の者であり、さらに以下の①～③の条件のすべてを満たしている者であることが前提条件になる。

これらの条件について、「資格審査委員会」が申請内容を審査し、理事会の承認を得て資格の付与を行う。

- ① 卒業要件の充足または卒業証明書があること。
 - ② それぞれの学部で、以下の科目のうち1科目を単位取得していること。
ただし、今後、科目名が変更になる場合は、類似科目とする。
 - 1) 経営学部の者
「中小企業の経営を考える」「ビジネス倫理」「中小企業のための予防法務」
 - 2) 情報マネジメント学部の者
「ビジネスの法務」「マネジメント思想と技法」「経営分析」
 - ③ 担当教員の推薦状があること。
- (2) 「准経営士補」については、以下の特例を設ける。
「准経営士補」取得の産業能率大学の卒業生が実務経験を3年積んだ後、本人からの申請があれば、経営士補の筆記試験を免除する。

(資格審査と付与)

第5条 資格の審査及び付与は次により行う。

- 1 「経営士」及び「経営士補」の資格審査及び付与は、「資格審査委員会」が筆記試験、面接試験及び経歴審査の結果を判定し、理事会の承認を得て資格の付与を行う。
- 2 「環境経営士」の資格審査及び付与は、「資格審査委員会」が申請内容を審査し、理事会の承認を得て資格の付与を行う。
- 3 「准経営士補」の資格審査及び資格付与は、「資格審査委員会」が申請内容を審査し、理事会の承認を得て資格の付与を行う。

(「経営士補」の格付け変更)

第6条 「経営士補」については、資格付与した日から2年経過したときに「経営士」資格に格付け変更することができる。この場合、所定の研究会及び研修講座への参加並びに論文を提出したうえで、資格審査委員会による申請内容の審査を受け、理事会の承認を得て合格しなければならない。

(推薦による「経営士」「経営士補」の資格付与と入会)

第7条 下記の規程により、「経営士」と「経営士補」について、推薦により入会することが出来る。

- 1 経営士推薦入会規程
- 2 産業能率大学通信教育課程の卒業生向け経営士補推薦入会規程
- 3 経営士補推薦入会規程

(改定と改訂)

第8条 この規程は、必要と認めたときに理事会の決議により改定または改訂をすることができる。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成31年2月8日 一部改訂

令和2年9月14日 一部改定

令和2年10月19日 一部改定